

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認和歌山地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 8 件

国民年金関係 3 件

厚生年金関係 5 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 8 件

国民年金関係 5 件

厚生年金関係 3 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 57 年 4 月から 60 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 30 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年 4 月から60年 3 月まで

結婚後、妻に国民年金の加入を勧められ、また、集金人にも強く加入を勧められたので、昭和59年ごろに国民年金に加入し、それまで未納であった国民年金保険料を一括で納付した。保険料は、その当時お金を管理していた父親が家に置いていたお金で納付したはずである。

一括で納付したはずであるのに申立期間が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除き国民年金加入期間に未納期間が無く、申立人の妻についても国民年金加入期間において未納期間が無い上、昭和60年 4 月から現在まで夫婦同日に前納していることから、国民年金に対する納付意識が高かったことがうかがえる。

また、申立人は市町村が委託した集金人に勧められ国民年金に加入後未納であった保険料を一括納付したと主張しているところ、i) 市町村役場の回答から、申立人の居住する地区において市町村が委託した集金人が過年度納付の保険料を集金していたことが確認できること、ii) 市町村役場保管の申立人の国民年金被保険者名簿には鉛筆書きで、昭和57年度、58年度の保険料を一括納付した場合の保険料額が記載されているなど納付の事実が推認できる記録があることから、申立期間のうち当該 2 年度分について申立人が保険料を一括納付したことが推認できる。

さらに、申立人は過年度納付に続く昭和59年度の保険料についても納付したと主張しているが、申立人の妻及び同居している両親においても同期間保険料を前納していることから、その時点で納付可能であった当該期間の保険料を納付しなかったと考えるのは不自然である。

一方、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和59年7月24日に払い出されており、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらず、払出日からすると、50年4月から57年3月までは時効により国民年金保険料を納付できなかった期間であり、申立人が当該期間に国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる有力な証言や周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和57年4月から60年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成11年4月から12年3月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成11年4月から12年3月まで
社会保険庁の記録を確認したところ、申立期間の国民年金保険料については未納となっていた。
私は、申立期間以前から、毎年、免除申請しており、申立期間についても年度当初に免除申請したはずなので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は12か月と短期間である上、申立期間前後の期間について、申立人は、昭和57年7月以降、申立期間を除き国民年金保険料はすべて申請免除となっていることから、申立期間についてだけ免除申請を行わなかったとは考え難い。

また、申立人は、申立期間中に住所の異動があった事実は無く、経済的な環境に変化があった事情も認められないことから、申立期間だけが免除期間とされていない状況は不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人の申立期間の国民年金保険料については、免除されていたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年1月から同年3月まで
申立期間については、集金人が自宅を訪問したので、妻が夫婦二人分の国民年金保険料を納付し、その時、国民年金手帳に集金人のハンコを押してもらったと妻から聞いた。
保険料を納付しているので、納付済期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が保管する申立人及びその妻の国民年金手帳には、昭和44年度の国民年金印紙検認台紙の昭和45年1月から3月までの欄に、集金人が押印したものと考えられる印影が確認できることから、申立期間の国民年金保険料を納付したものと推認される。

また、申立期間は3か月と短期間である。

さらに、A市町村が保管する国民年金マスターカードによると、申立人は昭和42年8月1日に資格喪失しているが、昭和43年度及び44年度に免除の記録（計12か月）があるとともに、A市町村が保管する国民年金被保険者名簿によると、昭和42年8月1日の資格喪失の記録が無く、43年10月から45年3月までの期間は申請免除と記録されており、記録管理上不自然な点がみられる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所本社における資格取得日に係る記録を昭和47年6月21日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を13万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかではないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年6月21日から同年7月3日まで

社会保険庁の記録では昭和47年6月21日から同年7月3日までの期間が空白になっているが、私は32年4月1日にA事業所に入社し平成6年12月20日に定年退職するまで勤務していた。昭和47年6月か7月にB営業所から本社に転勤したが、定年退職時まで、休職、退職等はしていないので年金記録を回復してほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険被保険者記録、A事業所が提出した在籍証明書（根拠資料として従業員詳細情報を添付）及びA事業所の健康保険組合が提出した健康保険組合加入証明書等から判断すると、申立人がA事業所に継続して勤務し（昭和47年6月21日にA事業所B営業所からA事業所本社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、A事業所本社における申立人に係る昭和47年7月の社会保険事務所の記録から13万4,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかではないと判断せざるを得ない。

また、政府が当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所における資格取得日に係る記録を昭和35年3月19日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和35年3月19日から37年5月21日まで

B事業所からA事業所に特殊機械を移設する時から機械の責任者として引き続いて勤務しており、厚生年金保険の期間は空いていないはずなので、記録の訂正を希望する。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和35年3月19日にB事業所を退職後、引き続いてA事業所に特殊機械の責任者として勤務していたと主張しているが、社会保険庁のオンライン記録及び社会保険事務所が保管する健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人のA事業所における厚生年金保険加入期間は37年5月21日から48年4月29日までとなっている。

しかしながら、申立期間とほぼ同じ期間に勤務し、昭和35年2月15日に厚生年金保険被保険者資格を取得した同僚（作業員）は「私が入社してすぐに特殊機械の設置作業が始まったが、申立人は責任者として入社してきて共に作業をしていた。」と供述しており、他の同僚2人（昭和32年8月1日に当該資格を取得した経理担当者及び33年4月8日に当該資格を取得した事務全般担当者）も、「申立人は、B事業所より特殊機械を引き取る際に、その機械を扱える者が申立人しかいなかったため、機械の取扱責任者として入社し、正社員として勤務していた。」と供述している。

また、昭和34年8月1日に当該資格を取得した同僚（工場事務担当者）は「私が入社後しばらくして特殊機械の設置作業が始まり、設置作業には1年以上かかり、機械の本格的な稼働は入社から2年後ぐらいであったが、作業開始当初から申立人は責任者として勤務していた。」と供述しており、37年8月に当該資格を喪失した同僚（工場管理者）も、「少なくとも私が退職する2年以上前

から特殊機械の設置作業を開始しており、申立人は作業開始当初から勤務していた。」と供述していることから、申立人は申立期間において当該事業所で勤務していたものと推認できる。

さらに、申立期間当時の労務担当者は、「当時はすべて正社員として採用し、採用当初から社会保険に加入させていたので、申立人も当初から特殊機械の責任者として入社していたのであれば、他の正社員と同様の取扱いをしていたはずである。」と供述している上、連絡が取れた同僚6人は、すべて入社日と厚生年金保険被保険者資格の取得日が一致していることが確認できる。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人は、昭和35年3月から37年4月まで、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、昭和35年3月から37年4月までの標準報酬月額については、申立人のA事業所における社会保険事務所の37年5月の標準報酬月額の記録及び前述の35年2月15日に同事業所で厚生年金保険被保険者資格を取得した同僚に適用されている資格取得時における社会保険事務所の標準報酬月額の記録から、1万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、社会保険事務所の記録におけるA事業所の資格取得日が雇用保険の記録における資格取得日と同日となっており、公共職業安定所及び社会保険事務所の双方が誤って同じ資格取得日と記録したとは考え難いことから、事業主が昭和37年5月21日を資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和35年4月1日から37年1月1日まで
② 昭和37年3月1日から38年8月1日まで

社会保険庁の記録では、申立期間について、昭和41年9月12日に脱退手当金を受給したことになっているが、A事業所を退職した当時は脱退手当金のことなど知らなかった。退職後しばらくして、隣人から国民年金について教えてもらい、将来のことを考えて元夫と共に国民年金には加入したが、脱退手当金の手続を行った記憶も受け取った記憶も無いので、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は、申立期間に係る最終事業所であるA事業所の厚生年金保険資格喪失日から約3年1か月後の昭和41年9月12日に支給決定されており、事業主が申立人の委任を受けて代理請求したとは考え難い。

また、申立人は脱退手当金支給決定日の約3か月前の昭和41年6月ごろに国民年金の加入手続を行い、それまで未加入であった元夫と共に同年4月分から国民年金保険料の納付を開始していることから、申立人は年金に対する受給意識が高かったものと考えられる。

さらに、申立人は、国民年金に加入したときの状況について鮮明に記憶していることに加え、「申立期間①の事業所を退職するとき、退職に伴う一時金は事業所から支給されるものであり、自ら請求手続するものではないと認識していた。また、国民年金に加入した当時、社会保険事務所には行ったことは無く、所在地も知らなかった。」と供述していることを踏まえると、申立人は脱退手当金を請求する意思を有していたとは考え難い。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所B工場における資格取得日に係る記録を昭和46年10月21日、資格喪失日に係る記録を47年5月30日とし、申立期間の標準報酬月額を46年10月は10万円、同年11月から47年4月までの期間は9万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年10月21日から47年5月30日まで

私は、A事業所において各事業所の合理化推進を担当していたため短期転勤が多かった。昭和46年10月からは本社にて各加工製産部門の合理化に努めたが、B工場の損益悪化により47年5月にB工場へ転勤となった。

厚生年金保険被保険者期間について確認したところ申立期間については未加入とされているが、昭和42年7月から平成7年12月までの間ずっと同事業所で勤務しており、厚生年金保険に加入していたはずなので記録の訂正を申し立てる。

第3 委員会の判断の理由

在籍証明書、社員カード、異動辞令簿及び雇用保険の加入記録等から判断すると、申立人がA事業所に継続して勤務し（昭和46年10月21日にA事業所C工場から同事業所本社に異動、47年5月30日に同事業所本社からB工場に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。なお、申立期間当時は、同事業所本社勤務の者についてB工場を厚生年金保険適用事業所として、被保険者資格の取得、喪失が行われていたことが確認できる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人の同事業所C工場における昭和46年10月の社会保険事務所の定時決定の記録及び同年11月施行の制度改正を踏まえると、46年10月の標準報酬月額を10万円、46年11月から47年4月までの標準報酬月額を9万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後被保

険者資格の喪失届も提出されているはずであり、いずれの機会においても社会保険事務所が当該届出を記録しないと考えることから、事業主から当該社会保険事務所へ資格の得喪等に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所における資格取得日に係る記録を昭和53年5月1日に訂正し、申立期間①の標準報酬月額を15万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間①の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

また、申立期間②に係る標準報酬月額の記録については、15万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間②の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和53年5月1日から同年8月1日まで
② 昭和53年8月1日から同年10月1日まで

昭和53年2月1日にA事業所に入社し、同年5月の給与から厚生年金保険料を控除されていたことは、私が保管している給与明細書で明らかである。厚生年金保険被保険者記録では、資格取得日が53年8月1日となっているので、資格取得日を同年5月1日に訂正してほしい。

また、給与明細書では昭和53年5月から同年9月までは、標準報酬月額を15万円で計算して厚生年金保険料が控除されていたが、厚生年金保険被保険者記録においては、53年8月及び同年9月の標準報酬月額が9万8,000円となっているので、給与明細書に記載されている保険料控除額に見合う標準報酬月額である15万円に記録の訂正をお願いする。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人が昭和53年2月1日にA事業所に入社し、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことは、申立人が所持する当該申立期間に係る給与明細書によって認められることから、資格取得日を53年5月1日に訂正する事が必要である。

また、申立期間①の標準報酬月額については、給与明細書において確認できる報酬月額及び厚生年金保険料控除額から、15万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間①の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、当該事業所は既に厚生年金の適用事業所でなく、資料が残っておらず確認できない。また、当時の役員に事情聴取を行っても具体的な供述は得られず、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情も無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日(昭和53年5月1日)に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

2 申立人は申立期間②の標準報酬月額の違いについて申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づく標準報酬額の認定は、給与明細書上の保険料控除額に見合う標準報酬月額と申立人の報酬月額に見合う標準報酬月額のいずれか低い額とすることとされている。

したがって、申立人の標準報酬月額については、申立人が所持する当該申立期間に係る給与明細書において確認できる厚生年金保険料控除額から、昭和53年8月及び同年9月を15万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間②の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行したか否かについては、当該事業所は既に厚生年金保険の適用事業所でなく、資料が残っておらず確認できない。また、当時の役員に事情聴取を行っても具体的な供述は得られず、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情も無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの上記訂正後の標準報酬月額に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和38年11月から39年7月までの期間の国民年金保険料については、納付したものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年11月から39年7月まで

申立期間当時、母親が国民年金への加入手続をし、国民年金保険料についても母親が次兄と私の二人分を一緒に集金人を通して納付していたはずである。

次兄が納付済みで私の分のみが未納と記録されているのは納付できないので、記録の訂正を希望する。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間当時、母親が次兄と申立人の二人分の国民年金保険料を集金人を通し納付したと申し立てているが、昭和37年1月から40年3月までの次兄の保険料は申立人が結婚後の昭和51年2月に特例納付されていることから、申立内容と相違する。

また、申立人の国民年金手帳記号番号の払出日は、次兄と同一の昭和40年3月12日であり、別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人自身が国民年金の加入手続及び保険料納付に関与しておらず、母親は既に亡くなっているため、申立人の国民年金への加入状況及び保険料の納付状況が不明であり、ほかに、申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年11月から57年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年11月から57年3月まで

昭和42年10月に息子が生まれ、その頃、近所の人と一緒に郵便局の職員から国民年金の加入を勧められ、市町村役場へ加入手続に行った。その後、集金人が国民年金保険料を自宅又は当時営んでいた飲食店に集金に来てくれ、57年3月にA県に転居するまで、その都度集金人に保険料を納付していた。

年金手帳や領収書は残っていないが、国民健康保険は口座引落にしていたので、集金人に納付していたのは国民年金の保険料であったと記憶している。

国民年金の加入期間において4回ほど転居したので、毎月欠かさず保険料を納付していたという自信は無いが、国民年金の保険料納付記録が全くないということはないはずである。

以上のような状況であるので現在の納付記録には納得できず、記録の訂正を申し立てる。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る国民年金保険料について、集金人に納付していたと主張しているが、当時申立人が居住していたB市町村からは、昭和48年度までは、集金人が国民年金の保険料とともに国民健康保険の保険料も集金し、それ以降、国民年金の保険料は納付書による自主納付であったとの回答があることから、申立人の国民年金の保険料納付に関する記憶や年金手帳に関する記憶は曖昧である。

また、申立人は、昭和42年10月ごろに元夫とは別に自分だけが国民年金の加入手続をしたと主張しているが、社会保険事務所保管の国民年金手帳記号番号払出簿によれば、申立人の国民年金手帳記号番号は44年12月15日に元夫と共に

夫婦連番で払い出されており、申立人前後の払出しの状況から当該手帳記号番号の払出しは職権によるものであったと考えられることから、申立人は、B市町村役場において、国民年金の加入手続をしていなかったものと推認される。

さらに、社会保険事務所で保管されている特殊台帳において、昭和44年に職権で払い出された国民年金手帳記号番号での申立人の記録では、被保険者の所在について住民票で確認した旨の記載があるのみであることから、申立人は申立期間当時、国民年金保険料納付に伴う住所変更などの手続もしていなかったものと推認される。

加えて、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立人が一緒に国民年金の加入を勧められたと記憶している近所の方の連絡先も不明であり証言が得られない上、ほかに保険料納付をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年12月から52年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年12月から52年3月まで

申立期間については、昭和45年4月ごろ、A市町村役場に婚姻届を提出した際に、国民年金の加入手続を行い、併せて当初の2年分の国民年金保険料を納め、それ以降の分は妻が納めているので、未納となっている記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和45年4月ごろに国民年金に加入し、国民年金保険料を納付したと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号は55年4月18日に払い出されており、この払出日以前に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていることをうかがわせる事情も見当たらないことから、申立人は、申立期間当時、国民年金に未加入であり、保険料を納付することができなかつたものと推認される。

また、申立人の国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付方法の詳細についての記憶はあいまいである上、申立人の妻も保険料納付に関する記憶も無いことから、当時の納付状況は不明である。

さらに、申立人及び妻が申立期間についての国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年10月から53年5月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年10月から53年5月まで

申立期間については、妻が国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付しており、未加入になっているのは記録漏れだと思われるので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は平成2年7月20日に夫婦連番で払い出されており、その時点では、申立期間は時効により国民年金保険料を納付できない期間である。

また、この払出日以前に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていることをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人は、申立期間について、国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付に関与しておらず、申立人が当該手続及び保険料納付を行ってくれたと主張している申立人の妻も他界しているため、申立期間に係る国民年金の加入状況及び保険料の納付状況は明らかでない。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料納付をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から43年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から43年9月まで

A市町村に住んでいた昭和40年から50年ごろに、紺の背広を着た男性が自宅を訪問し、国民年金保険料の勧奨を受けたので、過去の未納分の国民年金保険料をまとめて納付した。

申立期間の保険料は納付しているはずなので、記録の訂正を希望する。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A市町村において、申立期間を含め未納となっている国民年金保険料を一括して納付したと主張しているが、申立期間は90か月（7年6か月）と長期間であるにもかかわらず、納付金額について記憶していない上、納付時期についても記憶があいまいである。

また、A市町村が保管する国民年金被保険者名簿において、申立期間後の昭和43年10月から45年3月までの国民年金保険料を48年3月に納付したことが確認できるものの、被保険者名簿及び社会保険事務所が保管する国民年金被保険者台帳（特殊台帳）において、申立期間に係る保険料納付の記録は見当たらない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

なお、申立人は、国民年金保険料の納付の勧奨を受けた人から「今、保険料を納付すれば、満額の年金がもらえる。」と聞いたと主張しているが、申立人の国民年金保険料の納付済期間は300か月であり、昭和48年3月の納付時点において、申立人が年金受給に必要な納付月数（300月）を60歳到達までの期間から計算した不足月数分の保険料を納付していることから、申立人は、年

金受給資格の月数を満たすよう勧奨を受けて保険料をさかのぼって納付したことと誤認しているものと推認される。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

また、申立人は、申立期間②、③及び④に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和29年12月1日から31年2月1日まで
② 昭和28年4月1日から29年12月1日まで
③ 昭和31年2月1日から33年3月30日まで
④ 昭和33年10月26日から34年4月12日まで

中学校卒業後、A事業所に就職し、退職後すぐにB事業所に再就職したが、再就職が決まってからA事業所を辞めたので、被保険者期間が空くことはない。

脱退手当金については、当時から制度そのものを知らず、したがって、請求・受給をした記憶は無い。

以上のとおり、記録の訂正を申し立てる。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、申立人がB事業所に勤務していたことは、同僚の供述により推認できるものの、申立人の正確な勤務期間については確認できない。

また、社会保険事務所の記録によると、B事業所は、昭和31年2月1日付で厚生年金保険の新規適用事業所となっており申立期間①当時は適用事業所ではなかった。

さらに、社会保険事務所の記録によると、B事業所は既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、申立人に係る申立期間の勤務実態、厚生年金保険の適用及び厚生年金保険料の控除の状況を確認できる関連資料や供述を得ることはできない。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断す

ると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

2 申立期間②、③及び④については、社会保険庁保管の厚生年金保険被保険者台帳において、昭和34年6月5日に社会保険庁が社会保険事務所に対し脱退手当金支給に必要となる記録を回答したことがうかがえる「回答済34.6.5」の記載が見られ、この回答日は脱退手当金支給日と近接している。

また、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約4か月後の昭和34年8月11日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいわゆるうかがえない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給料から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和43年6月1日から同年11月1日まで
② 昭和45年6月1日から46年9月1日まで
③ 昭和46年9月1日から49年5月1日まで

ねんきん特別便の年金加入記録に間違いがあったので、厚生年金保険の期間照会を行ったところ、A事業所、B事業所、C事業所に勤めていた期間の被保険者記録が無いとの回答であった。A事業所では定時制高校に通いながら働いていた。また、B事業所では2トンのダンプカーに乗って仕事をしてきた。さらに、C事業所ではD大学に通いながら働いていた。これらの会社でも厚生年金保険に加入してくれていたように思うので、被保険者記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立期間①当時はA事業所の専務であった現在の事業主及び申立人が記憶している同僚の供述から、期間の特定はできないものの、申立人が当該事業所に勤務していたことは推認できる。

しかし、前述の事業主は、「申立人は定時制とはいえ学生であったので、アルバイトとして雇い入れており、社会保険には加入していなかったと思う。」と供述している。

また、前述の同僚は、「申立人と同様に定時制高校に通いながら働いており、申立人のことは覚えているが、アルバイトだったので厚生年金保険に加入していないことを認識していた。」と供述している上、当該同僚は、当該事業所において厚生年金保険に加入していないことが確認できる。

さらに、社会保険事務所が保管する当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者原票では、申立期間①において健康保険の番号に欠番は無く、申立人の氏名も見当たらない。

2 申立期間②について、申立人が保管する給料明細書及び申立人のB事業所に
関する記憶から、期間の特定はできないものの、申立人が当該事業所に勤務し
ていたことは推認できる。

しかし、社会保険事務所の記録において、当該事業所が厚生年金保険の新規
適用事業所となった日は昭和46年6月1日であることから、申立期間②当時は
適用事業所でなかったことが確認できる上、申立期間②当時、当該事業所は法
人化されておらず、厚生年金保険の強制適用事業所ではなかった。

また、申立期間②当時は事業主の妻であった現在の事業主は「申立期間当時、
会社は厚生年金保険に加入していなかった。」と供述している上、申立人が保
管する当該事業所の給料明細書には、社会保険料控除に係る記載は無く、厚生
年金保険料が控除されていなかったことが確認できる。

さらに、申立人は、当時の同僚について記憶しておらず、申立てに係る事実
を確認するための供述を得ることはできない。

3 申立期間③について、C事業所の元事業主の供述及び申立人の当該事業所に
関する記憶から、期間の特定はできないものの、申立人が当該事業所に勤務し
ていたことは推認できる。

しかし、社会保険事務所の記録において、当該事業所が厚生年金保険の新規
適用事業所となった日は平成9年2月12日であることから、申立期間③当時は
適用事業所でなかったことが確認できる。

また、前述の元事業主は、「C事業所の株式会社は名ばかりで、実際は個人
商店であり、申立期間当時は社会保険には加入していなかった。また、当時は
学生をアルバイトとして何人か雇っていたが、申立人もアルバイト学生の1人
で社会保険に入っているはずがない。」と供述している。

さらに、申立人は、当時の同僚について記憶しておらず、申立てに係る事実
を確認するための供述を得ることはできない。

4 すべての申立期間について、申立人の雇用保険の加入記録については確認で
きない上、ほかに、申立てに係る事実を確認できる関連資料、周辺事情は無い。

5 これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断す
ると、申立人が厚生年金保険被保険者としてすべての申立期間に係る厚生年金
保険料を各事業主により給与から控除されていたことを認めることはできな
い。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和29年6月10日から40年1月11日まで

厚生年金保険の加入期間について照会したところ、社会保険事務所から申立期間について脱退手当金を受給しているとの回答があった。私は、A事業所を退職した当時、会社から脱退手当金の説明を受けたことは無く、脱退手当金という言葉すら知らなかったし、法律上、私は脱退手当金の受給要件は満たしていないはずである。

以上のような状況にあるので、絶対に脱退手当金の請求及び受給はしていないため、申立期間については、厚生年金保険被保険者期間として認めてもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していたA事業所における社会保険庁のオンライン記録で検索可能な厚生年金保険被保険者約1,000人のうち、50音順に336人を抽出して調査した。このうち、脱退手当金の受給資格を有する者から6か月以内に厚生年金保険へ再加入した者を除くと133人であり、このうち130人について脱退手当金の支給記録がある。

また、申立人が退職した当時の同事業所の労務担当者は、「会社では、退職時に脱退手当金請求用紙を該当者に渡して請求に関する説明をした。私も含めほとんどの人が脱退手当金を請求したのではないかと思います。」と供述し、申立人の資格喪失と同時期に資格喪失している5人の元同僚も「会社から脱退手当金についての説明を受けて受給した。」と供述しており、これらのことを踏まえると、申立人の脱退手当金についても事業主の働きかけにより請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

さらに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約5か月後の昭和40年6月8日

に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえぬ。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

なお、申立人は、法律上、脱退手当金の受給要件に該当しないと主張しているが、通算年金制度を創設するための関係法律の一部を改正する法律（昭和36年法律第182号）附則第9条第2項の規定により、施行日（昭和36年11月1日）前から引き続き第二種被保険者であり、同日から起算して5年以内に被保険者資格を喪失した者に支給する当該喪失に係る脱退手当金については、なお従前の例による、とされており、従前の例とされる改正前の厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第69条によれば、第二種被保険者としての被保険者期間が2年以上である者が被保険者資格を喪失し、その者が同法第42条所定の老齢年金の受給に必要な被保険者期間を満たしていない場合等には、脱退手当金が支給されるものとされていた。したがって、36年11月1日前から引き続き第二種被保険者であり、40年1月11日に被保険者資格を喪失した申立人は、当時脱退手当金の受給要件に該当していたものである。